

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月25日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社日立製作所
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03-3258-1111
【事務連絡者氏名】	法務本部 部長代理 海保 太郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項なし
【代理人の住所又は所在地】	該当事項なし
【最寄りの連絡場所】	該当事項なし
【電話番号】	該当事項なし
【事務連絡者氏名】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社日立製作所 (東京都千代田区丸の内一丁目6番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社日立製作所をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社日立国際電気をいいます。
- (注3) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注5) 本書中の記載には、当社又は日立グループの今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述を含んでいます。将来予想に関する記述は、当社又は日立グループが本公開買付届出書の訂正届出書提出日現在において合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。その要因のうち、主なものは以下のとおりです。
- ・市場における製品需給の変動及び価格競争の激化（特に情報通信システム部門、電子デバイス部門及びデジタルメディア・民生機器部門）
 - ・新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する当社及び子会社の能力
 - ・急速な技術革新（特に情報通信システム部門、電子デバイス部門及びデジタルメディア・民生機器部門）
 - ・為替相場変動（特に円/ドル、円/ユーロ相場）
 - ・原材料価格の高騰
 - ・製品需給、為替相場変動及び原材料価格高騰に対応する当社及び子会社の能力
 - ・主要市場（特に日本、アジア、米国及びヨーロッパ）における経済・社会状況及び貿易規制等各種規制
 - ・自社特許の保護及び他社特許の利用の確保（特に情報通信システム部門、電子デバイス部門及びデジタルメディア・民生機器部門）
 - ・当社、子会社又は持分法適用会社に対する訴訟その他の法的手続
 - ・製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
 - ・事業構造改善施策の実施
 - ・製品開発等における他社との提携関係
 - ・資金調達環境（特に日本）

・日本の株式相場変動

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年1月26日付で提出した公開買付届出書（平成21年1月30日付、平成21年2月4日付及び平成21年2月17日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正されたものをいいます。）の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項がありましたので、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付届出書の添付書類

- 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】
訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

- 3 【買付け等の目的】

(訂正前)

- (1) 本公開買付けの概要

(略)

- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、本公開買付け後の経営方針

(前略)

当社及び対象者は、これまでも当社の情報ネットワーク事業並びに交通システム及び都市システム等の社会基盤及び生活基盤事業において、対象者が有するデジタル業務用無線システム、映像監視システム及び通信事業者向けの基地局装置等の技術を活用し、連携を進めてきましたが、今後、当社と対象者が企業価値向上を図るためには、より一層の連携強化によるシナジー効果の発揮が必要と考えられます。

(中略)

さらに、両社の協業により、日立グループ全体として強化している世界四極（米州、欧州、アジア、中国）体制の活用、研究開発面での協力、クロスライセンス契約等を通じた日立グループの広範な知的財産権の活用、資金面での協力、事業進出・人材・制度面での各種ノウハウの活用、各種先端情報の活用、日立ブランドのグローバル展開における協力等、あらゆる側面で両社及び日立グループの経営資源を結集して、一層の連携強化を実現することにより、当社及び対象者の更なる飛躍を実現していく所存であります。

当社は、対象者株式の上場を維持し、対象者の上場会社としての自主的な経営を保持しつつ当社と対象者との関係強化を推進することが両社の企業価値向上にとって効果的であると考えております。このため、当社は、本公開買付け後において、対象者の資本政策に重大な変更を加えることは予定しておりません。また、対象者の役員の構成、経営方針及び事業内容に重大な変更を加えることも予定しておりません。なお、当社は、本公開買付けにより取得する株式を含め、対象者の株式については継続保有する予定です。

- (3) 本公開買付け等の後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無、理由、内容

(略)

- (4) 本公開買付けの条件の概要

(略)

(5) 本公開買付けに関する合意等

上記(1)のとおり、対象者公表の平成21年1月14日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。

なお、上記「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者の取締役のうち、太宰俊吾氏は、当社の取締役を兼務しており特別利害関係を有しているため、また、八木良樹氏は、当社の前取締役であり、現在は当社の名誉顧問を兼務しているため、いずれも利益相反回避の観点から、上記記載の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

(6) 上場廃止の有無について

(略)

(訂正後)

(1) 本公開買付けの概要

(略)

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、本公開買付け後の経営方針

(前略)

当社及び対象者は、今般、対象者が平成21年2月23日付で発表した当社と共同で開発した無線基地局装置の後継機種など、これまでも当社の情報ネットワーク事業並びに交通システム及び都市システム等の社会基盤及び生活基盤事業において、対象者が有するデジタル業務用無線システム、映像監視システム及び通信事業者向けの基地局装置等の技術を活用し、連携を進めてきました。今後も互いの連携に基づく製品開発等及びその発表を行っていく予定ですが、当社と対象者が企業価値向上を図るためには、より一層の連携強化によるシナジー効果の発揮が必要と考えられます。

(中略)

さらに、両社の協業により、日立グループ全体として強化している世界四極（米州、欧州、アジア、中国）体制の活用、研究開発面での協力、クロスライセンス契約等を通じた日立グループの広範な知的財産権の活用、資金面での協力、事業進出・人材・制度面での各種ノウハウの活用、各種先端情報の活用、日立ブランドのグローバル展開における協力等、あらゆる側面で両社及び日立グループの経営資源を結集して、一層の連携強化を実現することにより、当社及び対象者の更なる飛躍を実現していく所存であります。

なお、当社及び対象者は、平成21年2月19日付で発表した「日立と日立国際電気がネットワーク型監視システム事業での連携を強化」のとおり、事業連携強化策の一環として、ネットワーク型監視システム事業での連携を強化していきます。近年、監視システムは、防犯意識の高まりを受け、さまざまな場面で採用される機会が増加しており、特に、遠隔でのカメラ操作が可能で、画像の検索やカメラの増設時の利便性などに優れたネットワーク型監視カメラの市場は、国内外ともに急拡大しています。そして、当社及び対象者は、それぞれシステム構築力を強みに監視カメラを利用した監視システム事業を展開し、高いシェアを有しているところで、当社及び対象者は、ネットワーク型監視システム事業での連携強化として、具体的には、両社のネットワーク型監視カメラやレコーダーなどの機器間のプロトコル(通信規約)を共通化することで、多様なニーズに対応したネットワーク型監視システムの構築を可能にしていきます。また、部品の共同購買や両社の調達ルートの活用等によるコスト競争力強化を図るほか、一部部品の共通化を検討していきます。さらに、将来的には、入退室管理システムなど他のシステムにおける両社の監視システム機器の簡易な接続を可能とするソフトウェア開発や、画像認識技術を用いた人物追跡システムなど最先端技術を応用した付加価値の高いシステムの開発についても連携していきます。なお、対象者は平成21年2月20日付、当社は平成21年2月23日付で、両社の機器間のプロトコル(通信規約)を共通化した新製品の発売をそれぞれ発表しています。

当社は、対象者株式の上場を維持し、対象者の上場会社としての自主的な経営を保持しつつ当社と対象者との関係強化を推進することが両社の企業価値向上にとって効果的であると考えております。このため、当社は、本公開買付け後において、対象者の資本政策に重大な変更を加えることは予定しておりません。また、対象者の役員の構成、経営方針及び事業内容に重大な変更を加えることも予定しておりません。なお、当社は、本公開買付けにより取得する株式を含め、対象者の株式については継続保有する予定です。

(3) 本公開買付け等の後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無、理由、内容

(略)

(4) 本公開買付けの条件の概要

(略)

(5) 本公開買付けに関する合意等

上記(1)のとおり、対象者公表の平成21年1月14日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。

なお、上記「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者の取締役のうち、太宰俊吾氏は、当社の取締役を兼務しており特別利害関係を有しているため、また、八木良樹氏は、当社の前取締役であり、現在は当社の名誉顧問を兼務しているため、いずれも利益相反回避の観点から、上記記載の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

また、上記(2)のとおり、当社及び対象者は、平成21年2月19日付で発表した「日立と日立国際電気がネットワーク型監視システム事業での連携を強化」のとおり、事業連携強化策の一環として、ネットワーク型監視システム事業での連携を強化していきます。

(6) 上場廃止の有無について

(略)

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	平成21年1月26日(月曜日)から平成21年3月9日(月曜日)まで(30営業日)
公告日	平成21年1月26日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	平成21年1月26日(月曜日)から平成21年3月11日(水曜日)まで(32営業日)
公告日	平成21年1月26日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

平成21年3月16日(月曜日)

(訂正後)

平成21年3月18日(水曜日)

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(訂正前)

対象者公表の平成21年1月14日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。

なお、上記「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者の取締役のうち、太宰俊吾氏は、当社の取締役を兼務しており特別利害関係を有しているため、また、八木良樹氏は、当社の前取締役であり、現在は当社の名誉顧問を兼務しているため、いずれも利益相反回避の観点から、上記記載の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

(訂正後)

対象者公表の平成21年1月14日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。

なお、上記「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者の取締役のうち、太宰俊吾氏は、当社の取締役を兼務しており特別利害関係を有しているため、また、八木良樹氏は、当社の前取締役であり、現在は当社の名誉顧問を兼務しているため、いずれも利益相反回避の観点から、上記記載の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

また、「第1 公開買付要項 3 買付け等の目的 (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、本公開買付け後の経営方針」のとおり、当社及び対象者は、平成21年2月19日付で発表した「日立と日立国際電気がネットワーク型監視システム事業での連携を強化」のとおり、事業連携強化策の一環として、ネットワーク型監視システム事業での連携を強化していきます。

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、平成21年2月25日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。従って、当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として、本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」の旨は日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。